

オモニ主日
説教

主が選ぶ器

<士師記4章>

全国教会女性連合会 石橋 真理恵 総務



聖書に登場する女性の数は多くありませんが、その中でも名前と職業が記録されている人物は非常に珍しいことです。助産師シフラとプア (出エジプト記)、預言者であり士師であったデボラ (士師記)、そして紫布商人ルディア (使徒言行録) などがその例です。本日はその中から、士師記4章に登場する「デボラ」に目を向けて、主が選ばれる器について共に分かち合いたいと思います。

士師エフドによって、イスラエルは80年間平穏な生活が続きましたが、エフドの死後、イスラエルの民 (以下:イスラエル) は再び主の目に悪とされることを行いました。そこで主は、ハツォルを治めていたカナン王ヤビンにイスラエルを売り渡され、イスラエルは20年間にわたり苦しむこととなりました。イスラエルは主から離れ悪を行ったことの報いを、身を持って学ぶことになったのです。イスラエルは苦しみの中で、主に助けを求めて叫びました。士師記で繰り返されるパターンです。今回、主が立てられた士師は「女性」。ラピドトの妻、女預言者デボラの登場です。

デボラに神の言葉がありました。デボラはバラクを呼び寄せ、主の言葉を伝えます。そして、バラクはデボラが同行することを条件に主の命令に従います。將軍シセラ率いる敵陣は鉄の戦車900両を持つ強敵。対するイスラエル軍は1万人の兵士。結果、將軍シセラ以外は全て倒れ、一人も残りませんでした。イスラエルの圧倒的な勝利です。將軍シセラは、友好関係があったヘベルの天幕まで逃げて行きますが、そこでヘベルの妻ヤエルによって殺されました。デボラの預言通り、女性 (ヤエル) の手によって殺されたのです。

1. 御言葉によって踏み出す勇氣

イスラエルは20年間、鉄の戦車という圧倒的な軍事力の前で無力でした。しかしデボラを通してバラクに主の言葉が与えられました。「立ちなさい。主が、シセラをあなたの手にお渡しになる日が来ました。主が、あなたに先立って出て行かれたではありませんか。」主は、信仰の挑戦を投げかけられたのです。目の前の戦車を見て怖くて諦めるのか、それとも主を信じて進むのか。二者択一。信仰とは、先が見えなくても、主の言葉を信じて一歩踏み出すことです (ヘブ11:1)。主の言葉によって、バラクは戦いに出て行く勇氣が与えられました。主は今も、私たちに御言葉を通して一歩踏み出す勇氣を与えてくださいます。御言葉を信じて一歩踏み出し、神の御業を体験する者となりましょう。

2. 主の選び

バラクを力づけたのはデボラという女性でした。またイスラエルを長年苦しめた將軍シセラにとどめを刺したのも、ヤエルという女性でした。当時、社会的にも立場の弱かった女性二人が、イスラエルを解放するために用いられたのです。

聖書は男性の活躍を多く記録していますが、神は女性も等しく用いられることを忘れてはいけません。士師記4章のように、女性がキーパーソンとなる記録が多くあります。主の選びには性別は関係ありません。女性だからと、自分に制限をかけないでください。主は、ご自身の計画を進められる時、一番ふさわしい器を選び用いられます。他者と比較する必要はありません。自分にしかできない神の働きがあるのです。大切なのは外的条件ではなく、神に従う信仰です。

3. 信仰の目

14節。デボラはバラクに、「立ちなさい」と命じ、主があなたに先立って出て行かれたと言っています。デボラには何が見えたのでしょうか。彼女の目には現実に見える敵の軍隊、戦車、ましてやイスラエルの兵士の数ではなく、常にイスラエルの前に立って働かれる主が見えたのです。相手の国は最高の武器をもち、強力です。イスラエルの軍隊とは天と地の差があります。しかし、信仰の目で見るとどうでしょうか。主が共にいる軍隊と、主がいない軍隊。どちらが強いかは明白です。主が共にいる者は、どれだけ弱々しく見えても、一番強いのです。この視野、信仰の目を持つ時、私たちは希望を失わずに進むことが出来るのです。

主が器を選ばれるとき、私たちとは違った判断基準を持っておられます。私たち人間はどうしてもその人の外見・内的要因を基準として判断しがちですが、主が器を選ばれるときの基準は、神に従う信仰です。モーセは80歳の時に、エジプトからイスラエルを救い出すリーダーとして選ばれました。彼に与えたのは、剣でもなく杖一本。どう戦うのだと疑問に思いますが、彼は杖一本でエジプトからイスラエルを救い出しました。その背後に主が共におられたからです。主の選びは、私たちの理解を超えますが、これが神の選びなのです。

主の器として選ばれたデボラは、預言者として、士師として神の声に耳を傾け、正しい判断を下し、人々を励ました。その知恵と力もまた、神に従う信仰によって与えられたものです。私たちも主の器として、家庭や教会、社会の中で、目に見える現実にとらわれるのではなく、御言葉に信頼し一歩ずつ踏み出し、御業を体験する者となりましょう。

関東地方会

川崎教会で金聖泰牧師委任 宣教師二世として盛大に委任式挙行



2026年4月19日、川崎教会において金聖泰担任牧師の委任式が、関東地方会各教会から大勢の方々が参席して盛大に執り行われた。

関東地方会副会長の李永九長老の司会のもと礼拝が始まり、鄭有盛牧師の「私たちは主の動く教会」(ヨハネ福音書21:15～

18)という題目の説教があり、引き続き行われた牧師委任式には、地方会長の金迅野牧師の司式によって紹介、誓約、祈祷、宣布の順に進められた。

この度、関東地方会から川崎教会の担任牧師として委任された金聖泰牧師は、1985年韓国で生まれ、1997年に宣教師の父(金鐘賢牧師)と共に渡日してから関西学院大学及び大学院を卒業。また豪州に留学してpilgrim theological college university of divinityを終了した。

2012年西部地方会で牧師接手を受け、武庫川教会、東京教会で副牧師として務められた。

家族は張叡智夫人と1女がいる。

関東女性会

第74回定期大会開催 新会長に李銀珠勸士(横浜)が再選

関東地方教会女性連合会第74回定期大会が、3月20日(金)品川教会にて開催された。

第1部の開会礼拝では、姜章植牧師(品川教会)より「큰 보자기 믿음」(使徒言行録10:9～16)という題目で説教があり、つづいて郭恩珠牧師(センムル教会)による聖餐式が挙行され、姜章植牧師による祝祷が行われた。

第2部では各部報告、役員改選、予算案審議などが行われ、承認された。

新役員は次の通り。

- ・会長：李銀珠(横浜教会)・副会長：李敏禮(西新井教会)
- ・書記：姜玲玉(川崎教会)・副書記：李惠淑(東京教会)
- ・会計：高喜仙(品川教会)・副会計：金淑子(西新井教会)
- ・宣教部長：朴英遠(品川教会)、部員：金賢定(東京教会)
- ・社会部長：黄美景(東京第一教会)、部員：安岡久美(横浜教会)
- ・教育部長：朴信映(ハンサラン教会)、部員：鄭順玉(横須賀教会)
- ・財政部長：金恵珍(川崎教会)、部員：金炫我(東京教会)
- ・監査：権初恵(船橋教会)、李契順(川崎教会)



大阪北部教会

金亨坤長老将立式挙行 勸士就任式、名誉長老推戴式も兼ね



2026年4月26日(主)午後、大阪北部教会において金亨坤長老将立式、全早苗勸士就任式、金正吉名誉長老推戴式が盛大に執り行われた。

堂会長の趙永哲牧師の司会によって開会された礼拝は、金武士牧師が「長老への召し上」(Iペテロ5:1～5)という題で説教をした。

金亨坤長老将立式では、関西地方会長の金鍾権牧師の司式により紹介、誓約、按手祈祷、宣布で執り行われた。

引き続き堂会長趙永哲牧師の司式のもと全早苗勸士就任式、金正吉名誉長老推戴式が行われた。

この度大阪北部教会の視務長老として将立された金亨坤長老は、1962年、韓国忠州で生まれ、2017年から本教会の執事として仕えた。家族は夫人の金美蘭執事と2男がいる。

中部女性会

第66回定期大会開催 新会長に呂和淑勸士(名古屋)を選出

去る4月11日(土)、名古屋教会にて中部地方教会女性連合会第66回定期大会が5教会代議員23名中21名の出席で開催された。

開会礼拝は、金明均牧師(名古屋教会)により、「ごく小さな事に忠実な者」(ルカによる福音書16章10節)という題目にてメッセージ、聖餐式の後、祝祷をいただいた。

金恩淑会長の開会宣言の後、来賓の紹介(金明均牧師、石橋真理恵全国教会女性連合会総務、李珍容牧師)を紹介して開会式を終え、名古屋教会が用意した美味しい昼食を分かち合った。

昼食後に議事を始め、前会議録、会計決算報告、会計監査報告の後、役員改選に入った。改選の間に、委員会報告、各部報告、会長報告、各教会報告がなされた。

今回の定期大会の場所は第66回第一回委員会で確認として議事を終了した。

閉会礼拝は、石橋真理恵全国女性会総務により、「ところが、目を上げてみると」(マルコによる福音書16章1～18節)という題目でメッセージ、中部地方会長李珍容牧師による祝祷、会長の閉会宣言によって定期大会が終了した。

久しぶりに岡崎教会から代議員二人の参加があったこと、そして、初参加の代議員があったことは喜びであり、全てを整えてくださった神さまに感謝する。

新役員と委員は以下の通りである。

- ・会長：呂和淑(名古屋)
- ・副会長：金美璟(岐阜)
- ・書記：李正子(名古屋)
- ・副書記：乾和子(豊橋)
- ・会計：曹述燮(名古屋)
- ・副会計：金貴順(名古屋)
- ・伝道部長：金珍明(長野)
- ・副部長：金美子(名古屋)
- ・教育部長：金恩淑(豊橋)
- ・副部長：呉知恵(岐阜)
- ・社会部長：朴敬姫(名古屋)
- ・副部長：宋福姫(名古屋)
- ・青年部長：尹惠丁(名古屋)
- ・副部長：柳朱燕(名古屋)

(報告：兼松峰代)



関西女性会

第73回定期大会開催

11教会から41名の代議員が出席

2026年3月21日(土)京都教会において関西地方教会女性連合会第73回定期大会が11教会43名の代議員中10教会41名の出席で開催された。

開会礼拝は金鍾権牧師(平野)による「現在、服用されているお薬はありますか」(Ⅱテモテ3:1~7)という題目の説教がなされた後、李成俊牧師(京都)の司式のもと聖餐式が執り行われた。

議事では柳綾美会長を議長とし、金鍾権牧師、宋福姫全国女性会会長(映像)、金智重「セツトンの家」理事長(文面、全早苗副会長代読)の祝辞の後、各種報告と予算案などが審議されすべて承認をいただいた。

閉会礼拝では李成俊牧師から「必要なことはただ一つだけである」(ルカ10:38~42)という説教があった。第73回定期大会が主の恵みと導きのもと無事終えられたことに感謝する。

(報告:千末仙)



西南女性会

第69回定期大会開催

各教会から14名の代議員が出席

4月18日(土)西南地方教会女性連合会第69回定期大会が、代議員17名中14名出席、陪席5名、総勢19名が出席して小倉教会にて開催された。

開会礼拝は西南女性会任永淑会長の司会、メッセージは西南地方女性部長の金承熙牧師による「永遠に渴くことがない」(ヨハネによる福音書4:6~19)という題目で説教があり、その後、全国女性会の石橋真理恵総務から祝辞があり、信徒委員会から出席された梁律子勸士任から報告があった。

議事は各部、各教会活動報告、会計決算報告、来年度予算案などが承認された。

閉会礼拝は梁晶子副会長の司会で賛美508番を賛美したあと金承熙牧師によって「心、魂、力をつくして」(申命記6:1~5)という題目で説教があり、祝祷をもって閉会した。



ルツ結婚相談所

お気軽にお電話ください。心を尽くして御成婚までお世話します。お電話をお待ちしています。

代表 崔貞淑(神戸東部教会名誉勸士、仲人歴30年)

〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町10-35-504

090-3429-9707

西部女性会

第39回定期大会開催

新会長に尹豊子勸士(神戸)を選出

西部地方教会女性連合会第39回定期大会が4月10日(金)11時より神戸東部教会堂で開催された。5教会から代議員15名が出席した。

今年西部女性会創立40周年記念の礼拝として、開会礼拝は尹豊子副会長の司会で、シオン合唱団の特別讃美のあと、韓世一牧師(神戸教会)から「主の中で行う苦労」(コリント15:57~58)のメッセージがあり、続いて聖餐式を韓承哲牧師(神戸東部教会)の司式で共に与った。

梁律子会長の開会辞のあと、40周年記念として沈貞児勸士(第5・7代会長)をはじめ、全国女性会から総務の石橋真理恵伝道師と会長の宋福姫勸士(映像)、KCCJから前総会長の梁榮友牧師と信徒委員長の尹鍾憲牧師の祝辞があった。

昼食をはさんで議事に入り、総括報告と決算報告などがあり、役員改選を行った。

次年度予算案が承認され、2026年度活動方針案が確認された。

閉会礼拝は尹豊子新会長の司会で、韓承哲牧師(神戸東部教会)から「神のみ業を見る信仰の人」(ヨシヤ2:15~24)のメッセージがあり、祝祷をもって閉会した。

新役員は次の通り

- ・会長:尹豊子(神戸)
- ・副会長:金日淑(武庫川)
- ・書記:福田朋子(川西)
- ・副書記:朴愛理(武庫川)
- ・会計:蔡清美(武庫川)
- ・副会計:崔香玉(神戸)
- ・宣教部:李京淑(広島)
- ・教育部:若松裕子(川西)
- ・青年部:李炫知(神戸)
- ・音楽部:金智燕(岡山)
- ・社会部:兪貞恵(武庫川)
- ・会計監査:柳美希(岡山)、朴玉和(広島)
- ・顧問:梁律子(神戸)

(報告:崔美恵子)



西南女性会

春の一日研修会を開催

朴榮喆牧師(対馬めぐみ伝道所)講師に

2026年3月20日、福岡教会において西南地方教会女性連合会主催の「春の一日研修会」が開催された。

今回は対馬めぐみ伝道所に牧会している朴榮喆牧師を講師として迎え2回の講演を聞くことになった。

朴榮喆牧師は、1部「良い忠実なしもべ」(マタイ25:14~30)、2部「すべてが神の恵み」(コリント一15:10)という題目で対馬めぐみ伝道所の開拓状況報告と御言葉の説き明かしがあった。

参加者は福岡教会18名、福岡中央教会8名、宇部教会2名、折尾教会3名、小倉教会5名、その他2名の合計38名と辛治善牧師、李惠蘭牧師、林明基牧師、金承熙牧師が参加した。

朴榮喆牧師の主題講演の後、グループごとに分かれてディスカッションを行い、発表の時間をもった。(報告:任永淑)



特集

日本の統一教、解散命令の決定と今後の方向性(1)

—日本メディアの反応と政界での論争、そして韓国に及ぼす波紋—

現代宗教 卓志雄 神父

日本の司法は、日本の宗教史において重要な転換点となる決定を下した。日本の東京高等裁判所が2026年3月4日、世界平和統一家庭連合（以下：統一教）に対する解散命令を維持するという判決を下したのだ。昨年、東京地方裁判所が下した一審判決をそのまま認めたもので、日本で活動してきた統一教は宗教法人の地位を失い、法的清算手続きに入ることとなった。

今回の判決は、単なる一つの宗教団体に対する法的判断にとどまらず、日本社会で長らく議論されてきた宗教と社会、そして政治の関係について改めて省察させる出来事として評価されている。特に、2022年に発生した安倍晋三元首相銃撃事件以降、本格的に拡大した日本社会の宗教論争の中で下された司法的結論であるという点で、さらに注目を集めている。

また、統一教の発祥地とも言える韓国でも、この判決に対する関心が高い。韓国の宗教界や政界にも、何らかの形で影響を及ぼすのではないかという見方も出ている。

統一教問題の歴史的背景

日本で統一教問題が社会的論争として浮上したのは、最近のことだけではない。すでに1970年代から、統一教の布教手法や財政構造は、日本社会において絶えず議論の対象となってきた。

日本社会で特に問題視されたのは、いわゆる「靈感商法」と呼ばれる献金方式であった。先祖の霊の問題や霊的な不幸を強調して高価な物品を販売したり、多額の献金を要求したりする方式として知られている。被害者たちは、こうした行為が宗教的権威を利用した心理的圧迫を通じて行われたと主張してきた。

1970年代以降、日本では統一教関連の民事訴訟が絶えず提起されてきた。被害者たちは、過度な献金の要求や高圧的な布教手法により、経済的・精神的な被害を受けたと主張した。日本の弁護士団体や市民団体は、こうした事例を調査し、統一教の活動を批判してきた。1990年代以降、批判の声はさらに高まり、統一教問題は、日本社会において宗教の社会的責任を議論する重要な事例となった。

問題は、日本政府が長きにわたり、宗教問題への直接介入に対して極めて慎重な姿勢を維持してきたという点である。日本国憲法は信教の自由を徹底的に保障しており、政教分離の原則も厳格に適用されているためである。したがって、統一教問題は、その大部分が民事訴訟や社会的論争という形で扱われてきた。

安倍元首相事件と日本社会への衝撃

統一教問題が日本社会の熱い争点として浮上した決定的な契機は、2022年に発生した安倍元首相銃撃事件だった。犯人の山上徹也は、自身の母親が統一教に多額の献金をしたことで家庭が崩壊したと主張した。不幸な私生活は統一教のせいだと考えた彼は、統一教と関係があると考えた安倍元首相を襲撃したと供述した。

この事件は、日本社会に大きな衝撃をもたらした。戦後数十年間、政治家が銃撃により死亡する事件を経験していなかったためだ。事件後、日本のメディアは統一教と政界の関係を集中的に調査し始め、調査の過程で多くの政治家が統一教関連の行事に出席したり、関連団体と接触してきた事実が明らかになった。特に自由民主党所属の政治家のうち相当数が統一教と継続的な関係を維持してきたことが明らかになり、日本の政界でも大きな論争が巻き起こった。



政府の調査と解散請求

安倍元首相銃撃事件以降、日本政府は統一教問題に対する本格的な調査に着手した。調査は文部科学省を中心に進められた。文部科学省は、被害者の証言、民事判決の記録、献金構造などを総合的に調査した。調査の過程で相当数の被害事例が確認され、一部の被害者は数千万円に及ぶ巨額の献金を要求されたと主張した。こうした調査結果に基づき、日本政府は2023年、統一教に対する解散命令を裁判所に請求した。これは政府が宗教団体の解散を公式に求めた極めて異例の事例であった。

2025年、東京地方裁判所は、統一教が単なる宗教活動の範囲を超え、組織的かつ継続的に違法行為を行ってきたと判断した。統一教が長期間にわたり組織的に献金を集め、社会的被害をもたらしたと見た東京地裁は、統一教の解散を命じた。統一教側は直ちに控訴したが、2026年、東京高等裁判所は一審判決を維持した。

裁判部は、信教の自由を認めつつも、被害の規模と組織的な行為を考慮すれば、解散命令は正当であると判断した。また、統一教側の即時抗告を棄却する決定を下した。統一教側の弁護人は3月9日、最高裁判所に特別抗告を行ったが、高等裁判所の決定により解散命令の効力が発生し、すでに清算手続きが開始されている。

解散命令が事実上確定したことにより、統一教は宗教法人格を失い、税制上の優遇措置を受けることができなくなる。しかし、任意団体としての活動は認められ、政治組織といえる国際勝共連合などの関連団体の活動も継続されると予想される。

統一教の不法行為について、東京高等裁判所は1973年3月から2016年6月までに全国506名に対し、約74億円（約691億ウォン）の損害を与えたと認定した。また、東京高等裁判所の決定は、教団がコンプライアンス宣言（2009年）以降も、「先祖を地獄の苦しみから解放し、天国へ引き上げる」などの口実で高額な献金を要求する不法行為を続け、2022年には献金予算額が宣言以前を上回り、560億円（約5234億ウォン）に達したと明らかにした。

東京高等裁判所は、違法行為の手口が極めて悪質であり、「多数の被害者に多大な財産上の損害と精神的苦痛を与え、これは信者の家族や親族にも影響を及ぼした」と強調した。また、違法行為の結果は重大であり、解散命令の要件の一つである「法令に違反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」に該当すると判断した。

東京高等裁判所によると、統一教は2024年末時点で約1040億円（約9721億ウォン）の資産を保有していた。東京地方裁判所は伊藤尚弁護士を清算人に選任し、教団の財産を調査・管理することになる。清算人は被害者を債権者として認め、弁済することも可能だ。（次号につづく）